

周波数有効利用促進事業の概要

東日本大震災等を踏まえ、市町村が行う災害の被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化に係る費用の一部を補助するもので、平成25年度から導入されました。

デジタル化により、従来の音声通信のみであったものから、これに加えてデータ伝送や準動画など情報量を多く含む無線通信が、高速かつ高密度に行えるようになり、防災活動、救急・救命活動を支える通信基盤が高度化されます。

(1) 事業主体

市町村（消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む）

(2) 対象地域

消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化未整備地域

(3) 対象設備

260メガヘルツ帯デジタル消防・救急無線設備（局舎、鉄塔等含む）

（注）消防・救急無線は、消防本部・消防署等と消防車・救急車との間等で消防・救急活動の情報伝達、指揮、連絡等をおこなうための無線設備です。

260メガヘルツ帯移動系デジタル市町村防災行政無線設備（局舎、鉄塔等含む）

（注）市町村防災行政無線は、市町村から防災関係機関への連絡や住民への防災情報伝達のための無線設備であり、移動系と同報系があります。

(4) 補助率

1/2

周波数有効利用促進事業のイメージ

